

第 10 期笠岡市分別収集計画

令和4年6月

笠 岡 市

目 次

1	計画策定の意義	3
2	基本的な方向	3
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市が所属する岡山県西部衛生施設組合の最終処分場については、「井笠広域一般廃棄物埋立処分場」が井原市高屋町に完成し、令和4年4月から供用を開始している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（Refuse〈リフューズ；拒絶〉、Reduce〈リデュース；減少〉、Reuse〈リユース；再利用〉、Recycle〈リサイクル；再資源化〉）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、限りある地球資源の有効利用と枯渇防止が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的な方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

- ・4R（容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル）を基本とした地域社会づくりの推進
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・自然環境の保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の建設推進
- ・市民参加型のごみ減量とリサイクル運動の積極的推進
- ・環境教育、啓発の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物（スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、緑色、その他）、段ボール、紙パック、その他紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック製容器包装）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3, 0 1 7 t	2, 9 6 6 t	2, 9 1 5 t	2, 8 6 5 t	2, 8 1 4 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から、役割を分担し、相互に協力や連携を図りながら、次の事業を継続して実施する。

ア 廃棄物減量等推進審議会

行政機関の職員、関係諸団体の代表者、一般公募者及び学識経験者で組織し、一般廃棄物の減量等清掃事業に関する重要な事項を必要に応じて審議する。

イ 廃棄物減量推進員

ごみ減量化・資源化推進のため、ごみ出しマナー、ごみの分別や適正排出の指導を行う。

ウ 資源回収推進団体報奨金制度

P T A、町内会、子供会、老人会等の資源回収推進団体が、資源化対象物を収集し、民間事業者によるリサイクルのルートに乗せることに對し報奨金を交付し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

エ ごみ収集施設設置費補助制度

各地区で設置及び維持管理しているごみ収集施設（ごみステーション）の設置費補助制度を利用した「分別常設ステーション」設置を推進し、資源ごみの排出機会拡大と収集道具設置等の地元負担軽減を図る。

オ 教育・啓発活動

市広報誌による情報の提供、環境フェスティバル・リユースバザー「芙蓉の花」等の開催、中間処理施設の見学会実施、出張出前講座の実施、社会科副読本の改訂の際には環境教育の充実を図る。

(2) その他のごみ減量化・資源化施策として、次の事業を行う。

ア 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店等には包装の簡易化を推進する。

イ ワンウェイプラスチックの削減

プラスチック資源循環促進法の制定に伴い、コンビニなどで貰うスプーンやフォークなどのワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の合理化が求められることを受け、その趣旨について周知するとともに、ワンウェイプラスチック削減の啓発等に取り組む。

ウ リサイクル製品の積極的な購入及び利用

リターナブル容器の再生資源を原材料として利用した製品を積極的に購入し、利用する（例：トイレトペーパーは古紙100%の商品を購入する。）

エ 民間事業者による資源ごみリサイクル回収の利用啓発

市民の生活スタイルにあった資源ごみ排出機会を増やすために、市内各スーパーマーケット等小売り事業者が行う店頭ボックス回収や資源ごみ買取事業者への自己購入等適正にリサイクルされる民間ルートを紹介して、ごみの減量化・資源化に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器	ガラスびん（無色） ガラスびん（茶色） ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料にアルミニウムを使用しているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって紙パック，ダンボール以外のもの（菓子箱，ボール箱等）	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
その他プラスチック製容器包装（PET以外）で白色発泡スチロール製の食品トレイ	白色トレイ
その他プラスチック製容器包装（PET，トレイを除く）	その他プラスチック製容器包装
その他分別収集する資源物	新聞紙 雑紙（雑誌類） 古布 生きビン

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

・分別基準適合物等

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度			
スチール缶	30.4 t		29.9 t		29.4 t		28.9 t		28.4 t			
アルミ缶	26.3 t		25.9 t		25.4 t		25.0 t		24.6 t			
無色ガラス	(合計) 81.7 t		(合計) 80.3 t		(合計) 78.9 t		(合計) 77.5 t		(合計) 76.2 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		81.7 t		80.3 t		78.9 t		77.5 t		76.2 t		
茶色ガラス	(合計) 76.9 t		(合計) 75.6 t		(合計) 74.3 t		(合計) 73.0 t		(合計) 71.7 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		76.9 t		75.6 t		74.3 t		73.0 t		71.7 t		
緑色ガラス その他ガラス	(合計) 20.3 t		(合計) 19.9 t		(合計) 19.6 t		(合計) 19.3 t		(合計) 18.9 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		20.3 t		19.9 t		19.6 t		19.3 t		18.9 t		
紙パック	9.7 t		9.6 t		9.4 t		9.2 t		9.1 t			
段ボール	226.0 t		222.2 t		218.4 t		214.6 t		210.8 t			
その他紙製 容器包装	(合計) 17.2 t		(合計) 16.9 t		(合計) 16.7 t		(合計) 16.4 t		(合計) 16.1 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		17.2 t		16.9 t		16.7 t		16.4 t		16.1 t		
ペットボトル	(合計) 67.6 t		(合計) 66.5 t		(合計) 65.3 t		(合計) 64.2 t		(合計) 63.1 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		67.6 t		66.5 t		65.3 t		64.2 t		63.1 t		
その他プラ スチック製 容器包装	(合計) 298.6 t		(合計) 293.5 t		(合計) 288.6 t		(合計) 283.5 t		(合計) 278.4 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
			294.3 t	4.3 t	289.3 t	4.2 t	284.4 t	4.2 t	279.4 t	4.1 t	274.4 t	4.0 t
	(うち 白色ト レイ)	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)			
		4.3 t	4.2 t		4.2 t		4.1 t		4.0 t			
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量		
		4.3 t		4.2 t		4.2 t		4.1 t		4.0 t		

・その他の資源物

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新聞	239.5 t	235.5 t	231.5 t	227.4 t	223.4 t
雑紙	287.4 t	282.5 t	277.7 t	272.9 t	268.0 t
古布	123.7 t	121.7 t	119.6 t	117.5 t	115.4 t
生きビン	0.7 t				

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

「特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」＝「直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績」×「人口変動率」

また、人口見込みは、第7次笠岡市総合計画後期基本計画（令和4年4月策定）に基づき、次のとおり設定する。

	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口見込み	46,003 人	44,505 人	43,756 人	43,006 人	42,257 人	41,508 人
人口変動率 (対前年度比)		98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.2%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現在5種15分別を実施しており、今後、民間における回収状況の実態把握に努めるとともに、地域集団回収、施設資源回収の収集体制の充実を図る。

・分別基準適合物等

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶類	市及び民間委託業者による定期回収	民間事業者
アルミ缶			
無色ガラス	びん類	市及び民間委託業者による定期回収	一部事務組合
茶色ガラス			
緑色ガラス			
その他ガラス			
段ボール	紙類	市及び民間委託業者による定期回収	民間事業者
紙パック			
その他紙製容器包装			
ペットボトル	プラスチック類	市及び民間委託業者による定期回収	民間事業者
白色トレイ			
その他プラスチック製容器包装		市による定期回収	一部事務組合

・その他の資源物

種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
新聞紙	紙類	市及び民間委託業者による定期回収	民間事業者
雑紙			
古布	布類	市及び民間委託業者による定期回収	一部事務組合
生きビン	びん類	市及び民間委託業者による定期回収	市及び民間事業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在回収した資源物のうち有価物は、入札等により民間事業者によるリサイクルルートで、無価物は3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合リサイクルプラザで選別を行い、リサイクルを行っている。また、一部の地区で行っている資源回収団体方式の分別収集は、民間事業者の保管施設で選別し、リサイクルルートに乗せている。また、一般ごみに混入した資源物は、井笠広域資源化センターで選別を行い、リサイクルを行っている。

・分別基準適合物等

分別収集する容器	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
スチール缶	缶類	コンテナ	パッカー車	民間事業者 ストックヤード
アルミ缶				
無色ガラス	びん類	コンテナ	ダンプ車	一部事務組合 ストックヤード
茶色ガラス				
緑色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	紙類	縛る	パッカー車 ダンプ車	民間事業者 ストックヤード
紙パック				
その他紙製容器包装				
ペットボトル	プラスチック類	網かご	パッカー車 ダンプ車	民間事業者 ストックヤード
トレイ				
その他プラスチック製容器包装				一部事務組合 ストックヤード

・その他の資源物

分別収集する資源物	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
新聞紙	紙類	縛る	パッカー車	民間事業者 ストックヤード
雑紙				
古布	布類	縛る	ダンプ車	一部事務組合 ストックヤード
生きビン	びん類	コンテナ	ダンプ車	市及び民間事業者の ストックヤード

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民・事業者，有識者，行政職員からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会
会で分別収集品目について審議するとともに，資源化率の向上を図るため，地区に
1人以上廃棄物減量推進員を配置し，地域での容器包装廃棄物の排出抑制及び資源
化推進を行う。

また，分別収集を促進するために，市民の収集しやすい収集場所を提供する必要
があり，今後もごみ収集施設設置費補助金の利用促進と分別ごみ常設ステーション
の普及等に力を入れることで，市民の利便性向上に努める。

最後に，市民の生活スタイルの多様化に対応するため，市の行う分別収集のみな
らず，市が報奨金を支払っている資源回収（廃品回収）や，スーパーなどの民間事
業者による資源化ルートの利用なども啓発することで，より多くの機会に資源を排
出できる形を提案し，市全体のゴミ減量化・資源化に繋げる。